地域格差と国際私法の問題

組原 洋

1、はじめに

最近、私はたてつづけに、渉外的な事件に関係している。

かって私は渉外事件専門の弁護士になれたらなあと思ったことがある。私が弁 護士資格を取った頃、とにかく一番儲かるのがこの分野のようで、私の友人の渉 外弁護士が一般の弁護士の何倍かの収入を得ているのを見て、うらやましく思っ た記憶がある。収入が高い割には仕事の内容は、例えば合弁契約書作成とか、パ ターン化されているようにも見えた。

私は沖縄大学で国際私法を担当してきているが、その理由は、そういうこととはちょっと違い、主な研究テーマとしている法人類学の隣接分野だからということで、いつか渉外弁護士になって儲けようということではない。

しかし、何年間講義を担当してもなかなか自分なりのテーマが見い出せず、この分野の論文を書こうという目論見は達成されないまま今日まできた。それは、 国際私法の理論とか学説とかがそれ自体でちゃんと固まっているためである。その理論は、法人類学の見地からしても是認できるものなのでなおさらであった。

しかし、「国際化」の進展とともに本当に日常と接しているところで渉外事件が起こるようになり(例えば最近、インターネットを利用して外国から日本にわいせつ画像を入れた場合にどう対処すべきかが問題になっている。沖縄タイムス96・2・20、朝日新聞(東京版)96・2・22参照)、特にこの数年、判例として現れてくるものの中にも、法的な技術だけでは割り切れないものが少しずつ出てきたと思う。それらは、国と国との間の格差から来ているものが目立つ。そういうことで、この格差、特に経済的な格差の評価がちゃんとできないと事件

のすっきりした解決もできないのではないかと思われるケースが多い。こういった問題意識を出発点にいくつか具体例を挙げて私なりに考えたことをまとめてみた。

所報に本稿を載せることにしたのは、この問題が多く交通事故と関連していて、 地域研究所での交通システム研究と結びつきやすいということによる。

このテーマについては今後も継続して考えていきたいと思っているので、忌憚 のないご指摘・ご批判を期待する。

2、観光目的で来日し、交通事故で死亡した中国人のケース

最初の例として、国際私法の講義をしていて記憶に残った事件を取りあげる。 渉外判例百選[第3版] (別冊ジュリストNo. 133、1995年5月)の「50 外国人被害者の逸失利益の算定基準」の事件である(中野俊一郎解説)。まず この本に従って、事実の概要と裁判の結果を述べる。

上海市在住の中国人Aは、観光旅行のためわが国に短期滞在中に自動車事故にあい死亡したため、その遺族であるX1~X5(いずれも上海在住中国人)は、Aの損害賠償請求債権を相続したとして、加害車両の運転者Y1及び所有者Y2を被告として損害賠償の請求を起こした。Xらはすでに自賠責保険から総額2500万円を本件事故による損害賠償として受領しているが、憲法14条が定める法の下の平等原則に従い、Aの逸失利益は日本人と同様の方式で算定すべきであること、それはわが国の賃金センサスに基づいて計算すると約4057万円になること、それはわが国の賃金センサスに基づいて計算すると約4057万円になること、これにAの死亡慰謝料2000万円、葬式費用、弁護士費用等を加えた総額は約7408万円になるので、ここから上記2500万円を減じた残り約4908万円についてYらが連帯して支払う義務を負うこと、を主張している。これに対してYらの主張では、Aの逸失利益は、Aが上海の勤務地で現実に得ている収入を基準とすべきであり、それは約769万円になる。また慰謝料額は、中国の経済実状等からみてわが国の場合の30分の1程度とすべきであるから、結局損害は、Xらが自賠責保険から受けた支払いによって全額塡補されているとして、請求の棄却を求めた。

これに対し、松山地裁今治支部平成2年(1990年)9月21日判決は、Y

側主張をほぼ認め、Aの逸失利益を約678万円、死亡慰謝料を500万円と算定してXらの請求を棄却した。

これに対しXらが控訴し、高松高裁平成3年(1991年)6月25日判決は、 次のような判断を下した。

- (1) 本件事故による損害賠償請求は、法例11条1項により、原因事実の発生した地である日本法が準拠法となる。
- (2) Aは中華人民共和国の国籍を有するが、憲法14条の法の下の平等の原則により日本人と同一方式で逸失利益を算定すべきである。Aの本国での生活程度は中流であるのでわが国の中流の生活水準の労働者を一応の基準とすることができる。そのように計算すると逸失利益の現在額は3778万0191円となる。
- (3) Aの死亡による慰謝料は1000万円とするのが相当である。

中野俊一郎氏の解説末尾に、加茂隆康「交通事故賠償」(中公新書・1992年)が挙げられている。この本の159頁以下にもこの事件が取りあげられているが、それによれば、(3)の1000万円というのは、被害者が日本人であるなら慰謝料として2000万円以上はゆうに認められるケースだから、著しく不平等な扱いをしたことになると述べられている。そういう意味で高裁の判決は論理一貫性を欠いていると評される。

以上の理解に必要と思われる最小限の解説をする。この事件のAやXらは中国人であり、日本人ではない。このように私法上の法律関係の構成要素の少なくとも1つが外国に関連している場合、渉外的私法関係といわれる。渉外的私法関係に適用すべき法は、通常関係する国の私法のどれかから選ばれる(現在のところ、統一私法は特殊な領域しかカバーしていない)。選ばれた国の法が準拠法である。準拠法を選択するための基準を提供するのが、わが国では主に法例という法律である。関係する国の法が同一ならば準拠法を選択する意味はない。違っているからこそ選択する意味がある。しかし、違っていること自体は問題としない。例えば準拠法が、日本では認められていない一夫多妻婚を認めていたり、制度として離婚を全然認めていなかったりする場合を考えてみればよい。違いを全部否定す

るのであれば、法廷地の法を適用するしかなかろう。しかしそういう立場は取られていない。しかし、だからといってどんな場合でも違いが許せるというわけではなく、許せないとされ、準拠法の適用が否定されることもある。国際私法上の公序に反するとされる場合がこれである。この場合も、例えば一夫多妻とか離婚を認めないこととか自体がいけないとされるのでなく、それを法廷地で適用してみると許せない結果が発生するという具体的な判断によるのである。そういう意味で国際私法の理論が文化相対主義的な基礎を持っているということが分かるだろう。

上記事件と逆のケースが、1988年3月中国上海郊外の列車事故で高知学芸高校の修学旅行生27人と引率の教諭1人が亡くなったケースである。加茂・前掲131頁以下によれば、日本側は当初生徒1人あたり5000万円を要求した。これに対し中国側は110万円を提示した。当時平均的な労働者の1ヶ月あたり給与は月3600円であるとされ、交通事故死亡者に支払われる補償金額も通常10万円程度とか。実際、この事故で死亡した1人の中国人には8万円の補償金だったとか。交渉を重ね、1年後合意に達した金額は1人あたり推定450万円から500万円。

いかがであろうか。

最初の中国人が日本で交通事故にあい死亡したケースについては、法的には一審の判断が妥当であろうと私は考えている。この事件が不法行為の性質を持ち、法例11条が適用されると日本法が適用されることになるが、日本法上損害額の計算をするにあたって、被害者が日本には観光目的で短期滞在中だったという事実は考慮せざるを得ず、考慮したからといって憲法の平等原則に反するとは思えない。

東京地裁の民事 2 7 部で私見と同様の実務処理がなされているようである。以下に、関連文献のメモを掲げる。

「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準 1992年版」(東京三弁護士会交 通事故処理委員会編集・発行)の中の、「東京地裁民事第27部裁判官を囲む座 談会 損害賠償額の算定について」の「2、外国人が被害者の場合の慰謝料等について(長久保守夫裁判官)」からのメモ

*在留外国人が被害者となった事件が目立つようになる。

交通事故は多くは不法行為→法例11条で、日本の不法行為法適用。

債務不履行の場合→法例7条1項は当事者の意思によるが、当事者の意思が明らかでない場合、2項により行為地法が適用され、現実には日本の債務不履行法が適用されることが通常だろう。

原則として日本法が適用されるので、渉外事件特有の問題はなく、争点は損害 額の算定が中心になる。

*慰謝料について

慰謝料の性質は、制裁ではなく、賠償だというのが通説・判例である。

慰謝料の考慮事由としては一般的に考慮される事由のほか、外国人特有の事情 (わが国と被害者の出国先との物価水準の違い、在留資格、現実のわが国での活動、在留期間更新の可能性、在留期間を徒過したか近々徒過するか等)が挙げられる。

その他、本国にいる被害者の遺族が固有の慰謝料請求のみした場合の扱いや、 症状固定後しばらく在留した場合の後遺症慰謝料算定基準等が問題。

東京地裁平成3・4・26(自動車保険ジャーナル907号):「外国人が被害者の場合は、特に(個々に事案の具体性からの)修正を考慮する必要があるが、当該外国人が日本に在留資格を有し、かつ、在留している間に慰謝を受けるべきものとされる場合には、前記基準化・定額化された慰謝料額を考慮して決定するのが相当であり、在留資格を失った後、あるいは在留資格の有無にかかわらず、帰国した後で慰謝を受けるべきものとされる場合には、当該外国人の帰国先の所得水準、物価水準等を考慮し、前記基準化・定額化された慰謝料額を変更して決定するのが相当である。」

自賠責保険の扱いは、在留資格の適法性をチェックし、不法目的が認められない限り原則として日本人と同様に算定。

* 逸失利益

在留資格によって区別して考えることは収入の継続性・安定性判断上意味があ ろう。

- (1) 永住者資格を持つ場合は日本国民と同じでいい。
- (2) 在留資格があり、就労も可能なら在留期間の限度で日本基準でいい。在 留期間更新が高度の蓋然性を持って認められる場合は更新後の期間も含め る。

在留期間を徒過したがなお不法在留している者の休業損害・逸失利益

第1説:出国先で得られたであろう収入額等。

第2説:1~2年をわが国で得ていた賃金を基礎に算定、その余は第

1説による。いったんは適法に入国したのだから密入国とは

違うと。

第3説:わが国の就労先から支払われている額。

第3説は取れないので、第1説か第2説。

(3) 在留資格はあるがわが国では就労できない者。

資格外就労が発覚した場合の在留資格取り消し、退去強制ということも あり、なお検討を要する。

(4) 密入国は、違法性の程度高いので、出国先で得られたであろう収入額等。 自賠責保険の扱いは、不法目的が認められない限り原則として日本で得ていた 収入を基礎に算定。

*治療費

治療の途中帰国したとしても、必要かつ相当な治療である限り事故と相当因果 関係のある損害となる。しかし、帰国後の治療費は、事故との相当因果関係の有 無が争われる場合が多いのではないかと推測される。

ただ、慰謝料については、同じ人間で苦痛量が違うということはないはずで、 国籍によって大きな差が出てはおかしいという考えも十分説得力を持っている。

また、以上のように考えると、高知学芸高校の事件とアンバランスになる。中 国で日本並の損害賠償額が望むべくもないとすれば、結果的には低きにそろえる ということになる。これが仕方がないことなのか、どうか。

3、カリフォルニア州で発生した加害者・被害者とも日本人の交通事故

次に、渉外判例百選[第3版]の「83 損害賠償債務の相続」(道垣内正人解 説)の事件を取りあげ、考えてみる。

事実の概要は次の通りである。

A(日本人)は、一緒にアメリカ・カリフォルニア州に留学していたXらをレンタカーに同乗させて同州内を走行中、あやまって反対車線に進入し、正面衝突事故を起こした。そのためAは死亡し、Xも脳挫傷等の重傷を負った。Xは、亡Aの父母Y1Y2は Aの負った損害賠償債務 8700万円余りを 2分の 1 ずつ相続したとして、各自 4300万円余りを支払うべきことを求めて大阪地裁に提訴した。

これに対する大阪地裁昭和62年(1987年)2月27日判決の判旨は次の通りである。

法例25条(現26条)は「相続ハ被相続人ノ本国法二依ル」と規定するので、
亡Aの本国法たる日本法によることになり、本件債務は亡Aの相続財産を構成し、
亡Aの死亡により直ちにその相続人たるYらに承継されるもののごとくであるが、
一方法例11条1項によれば不法行為の効力(相続性を含む)に関するすべての
問題は不法行為地法によることになり、カリフォルニア州法においては債務の相
続性は認められておらず、被相続人の債務は相続の対象とならないとされている
ので、この観点から見る限り、本件債務が亡Aの相続人であるYらに相続される
ことはあり得ないということになる。このように見てくると、本件債務の相続性
につき、法例11条1項と同25条とは相矛盾する内容の2個の準拠法の適用を
命じているものといわなければならず、しかも、そのうちのいずれかを優先的に
適用すべきものとする根拠も見当たらない。そうすると、本件請求を認容するに
は、不法行為準拠法たるカリフォルニア州法も、相続準拠法たる日本法もともに
本件債務の相続性を肯定していなければならないと解されるのに、カリフォルニ
ア州法では認められていないのであるから、本件債務が相続によってYらに承継
されることはないものというべきだから、Xの本訴請求は認められない。

日本民法は包括承継主義(プラスの財産もマイナスの財産も丸ごと承継)を採用しており、相続財産が債務超過の場合に相続人が債務の相続を免れるためには一定期間以内に限定承認か相続放棄をしなければならない。これに対して英米法系に属するカリフォルニア州法では、被相続人の財産をいったん死者の人格代表者である遺産管理人または遺言執行者に帰属させ、それらの者による財産関係の清算を経たあとにプラスが残れば相続人が承継する(マイナスは承継しない)という清算主義を採用している(ユージーン・M・ワイピスキー「アメリカの相続法」(芦書房・1988年)6頁参照)。いわば日本民法上の限定承認と同様の方式を取るわけである。本件でも、事故後、Aが車を借りる際に加入した団体生命保険から15万ドルの保険金が支払われ、これをAの遺産としてカリフォルニア州で遺産管理手続(プロベート)が行われXはこの中から少なくとも5万8000ドル余りの配当を受けている。

この事件に接して、最初に感じた疑問は、この事件を「渉外」事件として扱うべきなのかどうかということである。加害者・被害者とも日本人で、訴訟も日本の裁判所でなされている。交通事故地が「たまたま」カリフォルニア州だというだけではないか、と。しかし、考えると、上記のように、カリフォルニア州で遺産管理手続が行われたのである。必ずしもたまたまとも言えないだろう。例えば次のメモを参照されたい。

「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準 1990年版」(東京三弁護士会交通事故処理委員会編集・発行)中の「講演 最近の交通事故訴訟の動向について」 (柴田保幸裁判官)からのメモ

(外国において日本人が被害者の事故関係)

- *加害者・被害者とも日本人というのが多い。
- *法例11条は不法行為地法主義を取るが、この「不法行為地」とは不法行為の 行われた国のみをいうのか、または結果が発生した国の法も含むのか等議論があ る。そもそも伝統的な不法行為地法主義自体に対して最近批判が強い。

- *不法行為地法が外国法の場合、それを入手することはむずかしい。
- *折茂豊「渉外不法行為法論」(有斐閣・1976年)217-235頁によれば、外国、例えば、スイス、オランダ、フランス等の判例には、交通事故の事故地が他国であるが、加害者・被害者とも自国民であり、事故後いずれも自国に帰っているという事件では自国法を適用している例がある。
- *日本法が適用されるということは、自賠責保険と結びついて自動車の運転に関する危険分散が図られることを前提とし、さらに、損害賠償額についての法の発展は自賠責保険及び任意保険がカバーすることを考慮してきたという背景があるので、自賠責保険及び任意保険がカバーしない外国での交通事故について自賠法等の日本法を適用することができる、あるいは適用すべきであるとの解釈を取るべきであるとの確信を持つに至っていない。

次に、相続の準拠法と不法行為の準拠法の適用関係についてであるが、私としては、鳥居淳子・判例タイムス677号170頁の本件評釈に賛成である。

すなわち、多数説は、一般論として相続財産の構成の問題は相続準拠法によるとしながら被相続人に属する特定の権利または義務が相続性を持つかどうかはその権利または義務そのものの属性なので、その権利または義務自体の準拠法である個別準拠法によって定められるとし、その結果、まず個別準拠法が相続性を肯定し、次に相続準拠法がその相続財産への帰属を認容することを必要とするとする。判決は一見この多数説に従っているかのごとくだが、鳥居氏は判決とは別個の解釈をし、その結果別個の結論にたどり着いている。

まず、ある債務が相続されるためには、その債務が債務者の死後も存続していなければならない。これは、その債務の性質そのものの問題である。従って個別準拠法たる不法行為の準拠法による。本件の不法行為の準拠法たるカリフォルニア州法上、不法行為による損害賠償債務は債務者の死亡とともに消滅するものとはされていない。債務者の財産から弁済を受けることができる。

次にこの債務が遺産を構成するかどうかの問題、これは相続準拠法によるべき 問題であると。日本法上、交通事故による損害賠償債務は債務者の死後も存続す るとされるので遺産を構成する。

さらに、遺産のうち、一身専属的でない、相続人への移転可能な財産だけが現

実に相続される。ここでの移転可能性とは、本件に即して言えば、仮にAに十分な資産があり、それをYらが相続している場合に、Xはそれに対して権利主張できるかということである(道垣内解説参照)。この意味での移転可能性は否定されていないだろうと。本件では実際には債務超過だとされ、そしてカリフォルニア州法上は残債務は前記の通り相続人には承継されないのだが、この残債務如何の問題は遺産管理の問題であり、これは相続準拠法によるべき問題だとされるのである。別の言い方をすると、本件で遺産管理はそもそも日本法に従ってなすべきだったのだということである。そして、Yらは相続放棄の申述をし受理されているそうで、これにより請求を棄却すべきであっただろうと。道垣内解説も同じ結論である。

判決の結論には多くの人が抵抗を感じると思う。それで、逆の結論を導き出す上記のような解釈が妥当と考えるのだが、一般の人にとっての予見可能性という見地から考えてみると、論理構成が複雑過ぎる。このような結論がもっとパターン化されわかりやすい形で示されることがが望ましい。その意味で、折茂氏が挙げられている例はきわめて興味深い(折茂・前掲226~9頁参照)。例えばスイスの1958年の「道路交通に関する連邦法」は85条で、スイスの裁判所は、スイスの登録標識を有する自動車または自転車が外国において生ぜしめた事故にもとづく請求権については、被害者が、スイスを起点または終点とする旅行のための乗客であり、またはスイスに住所を有するものであるときは、スイス法を適用すべきであるとしているとのことである。そうでない場合はスイス法は適用されない。わが国でも、こういう形の例外規定をおくことを真剣に考えていい時期に来ているのではなかろうか。陸続きの国境がなければないで規定の工夫は可能だろうし、そのような規定を設ける意味もあろう。

(1996・2・26 脱稿)